

法人 チューリッヒ日本人学校 定款

第1条(名称及び所在地)

本法人は、チューリッヒ日本人学校と称し、その所在地をウスター市に置く。

第2条(目的)

- 1 本法人は、チューリッヒ市及びその周辺に在住する日本人の子女のために、全日制日本人学校を運営すること及び日本語を中心とする補習教育を行うことを主たる目的とする。
- 2 本法人は、専ら公的目的のみを遂行するものとする。

第3条(会員)

- 1 チューリッヒ日本人学校に社員の子を入学させている、または、入学させることが予想されるチューリッヒ日本商工会会員は、運営委員会が他の決定を行わない限り、本法人の会員となる。
- 2 前項の規定による会員は、その日本人派遣社員(トレーニーを除く)1名当たりSFr.1000を下限として運営委員会が定める入会金を支払わなければならない。
- 3 会員は、総会において、納入済み入会金SFr.1000当たり1票の議決権を有する。

第4条(特別会員)

在スイス日本国大使館及びチューリッヒ日本人学校派遣教員は、本法人の特別会員とする。

第5条(会員資格の喪失)

- 1 会員は、以下の場合に会員たる資格を喪失する。
 - (1)退会会員は、書面による申し出により、退会することができる。
 - (2)除名会員が、次の行為をなした場合には、運営委員会の決議により除名することができる。
 - ①会員が本法人の目的に反する行為なり、本法人に損害を与え、または本法人の名誉を傷つけた場合。
 - ②1年以上にわたって、会費の納入を怠った場合。
- 2 納入済み会費の返却は行わない。

第6条(会費)

会費の額は会員総会により承認された会費規定の定めるところによる。

第7条(会員総会)

- 1 定期会員総会は、年1回開催される。運営委員会が必要と認めるとき及び3分の1以上の議決権を有する会員が書面により運営委員会に要請したときは、臨時総会を開催する。
- 2 総会召集通知は、書面により全会員に総会開催の1週間前までに送付される。

第8条(会員総会の決議)

- 1 次に掲げる事項は、会員総会の決議事項とする。
 - (1)定款の改正
 - (2)運営委員及び監事の選任及び解任
 - (3)会費規定の改正
 - (4)事業報告及び決算の承認
 - (5)事業計画及び予算の承認
 - (6)本法人の解散
 - (7)財産の処分

但し、決算及び予算については、それぞれチューリッヒ日本商工会の事前の承認、または同意を要する。

- 2 会員総会は議決権総数の過半数に当たる議決権を有する会員の出席により成立し、会員総会の決議は、その議決権の過半数をもって行う。

但し、定款の改正及び本法人の解散については、その議決権の3分の2以上の多数をもって行なう。

- 3 総会の議長は、運営委員長または運営委員長が指名する運営委員が務める。

第9条(運営委員会)

- 1 運営委員会は、運営委員長、副運営委員長及び若干名の運営委員により構成される。
- 2 校長は、校長たる資格において運営委員となる。他の運営委員は、会員総会において選出され、任期は1年とする。但し再任は妨げない。
運営委員長は、運営委員の互選により選出される。副運営委員長は、運営委員長の指名による。
運営委員が任期の途中で欠けた場合は、運営委員会は残任期間につき暫定委員を選任することができる。
- 3 運営委員長は、本法人を代表し、業務を総理する。
副運営委員長は、運営委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 4 運営委員会は本法人の運営に必要な職務を遂行し、会員総会議決事項に属さない全ての事項について決定する。
- 5 運営委員会の決定方法は、出席議員の多数決による。賛否同数の場合は、運営委員長が決定する。
- 6 運営委員会は、日常の業務の処理を主目的とする事務局を設置することができる。

第10条(代表権)

- 1 運営委員長は、本法人を代表する。
- 2 運営委員会は、更に、その決議によって、本法人を代表すべき運営委員を定めることができる。

第11条(監事)

会員総会は、監事1名を選出する。任期及び暫定委員の扱いは、運営委員と同様とする。
監事は、運営委員であることはできない。
監事は、会計事項に関し、正当な扱いが行われていることを常時確認し、その監査結果を総会に報告する。

第12条(顧問)

本法人に会員総会の承認を得て、顧問を置くことができる。顧問は、必要に応じ、運営委員会等に対し、学校運営に関する助言を行う。在スイス日本国特命全権大使を、最高顧問とする。

第13条(事業年度)

本法人の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第14条(寄付)

本法人の目的遂行のため、本法人の各機関は、寄付募集に尽力するものとする。

第15条(解散)

- 1 本法人は、総会の決議により解散する。
- 2 本法人の残存財産は、本法人と同一またはこれに準ずる目的を有する団体に譲渡しなければならない。本法人の会員間で財産を分配することは、これを禁ずる。

(附則)

運営委員会は、本定款改正に際し、改めて各会員の入学金の額を決定し、支払いを求めるものとする。
但し、これまでに、本法人及び本法人の前身に対して入会金または同趣旨の寄付金として支払われた金額は、本件入会金に充当することができる。

(2007年6月11日改正)

(2009年8月28日改正)